

平成31年度児童クラブ利用及び春休みの申込みを受け付けます

対象児童 保護者が労働等で昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童

書類配布 12月17日(月)から配布します。

※利用申込に関する書類は、児童館子育て支援課(甚目寺庁舎)で配布しています。

受付期間 平成31年1月8日(火)～19日(土)

必要書類 クラブ登録申請書、父、母(同居の祖父母)の就労証明書

※指定の書式で提出してください。
※同居の祖父母の就労証明書は、就労している場合、年齢に限らず提出してください。優先順位に反映させていただきます。

受付場所 各児童館
受付時間 午前9時～午後5時

その他 利用希望者が定員を超えた場合、就労・家庭・児童の学年などを審査し、優先順位によりお断りする場合があります。

平成31年度の利用について

利用期間 平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

※日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は閉所します。

利用時間 午前8時～午後6時30分
※早朝延長利用時間(1日100円)

・午前7時30分～8時
・午後6時30分～7時

負担金
毎月 5,000円
(8月のみ8,000円)

※一世帯で2人以上同時利用の場合、2人目以降の利用料金を半額免除します。

春休みの利用について

利用期間 3月修了式翌日から4月給食開始前日まで(日曜日は閉所)

負担金

・3月春休み期間 2,500円
・4月春休み期間 2,500円

※春休み利用につきましては、3月利用分と4月利用分の申請が必要です。

問合せ先

[七宝地区]
七宝児童館

☎442・2550

[美和地区]
美和児童館

☎443・5454

[甚目寺地区]
甚目寺中央児童館(甚目寺東小学校の一部)

☎442・8036

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校の一部)
☎445・1367

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)
☎443・1753

甚目寺西児童館(甚目寺小学校・甚目寺西小学校)

☎442・0083
子育て支援課(甚目寺庁舎)

☎444・3173

寄附

寄附のお礼

市民の方
現金 10,000円

ご厚意ありがとうございました。

問合せ先 総務課

☎444・1711

福祉

手当支給日のご案内

12月は在宅重度障害者手当の支給月です。
振込み予定日は、12月25日(火)です
ので、ご確認ください。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135

保険・年金



「特定保健指導」を受けましょう

あま市国民健康保険特定健康診査を受診された結果から、保健指導が必要な方へ「特定保健指導」のご案内を郵送しています。「特定保健指導」は、健診結果から、保健師・管理栄養士等と一緒に、生活習慣の改善方法や、いつまでも健康でいきいき過ごすためのヒケツをお伝えします。

これからも元気に笑顔で過ごすためには、生活習慣病の予防が必要です。ぜひこの機会にご利用ください。利用方法については郵送された特定保健指導の案内をご覧ください。

問合せ先 保険医療課

☎444・31688

募集



放課後子ども教室(美和地区)のスタッフを募集しています

美和地区の放課後子ども教室では、子どもたちが楽しく安全に過ごせるよう、一緒に活動していただける方を募集しています。興味のある方は、子育て支援課(甚目寺庁舎)へお気軽

にご連絡ください。登録後は各種
修を受講していただきます。

実施日・時間 5月から翌年2月ま
での月曜日のうち、年13回程度
(午後2時30分〜5時15分)

※謝礼をお支払いします。

実施場所 美和地区小学校体育館等

問合せ先 子育て支援課

☎444・3173

税



**家屋の取り壊し等・土地の利用状況
の変更をお知らせください**

固定資産税は、毎年1月1日が賦
課期日となっています。そのため平
成30年12月末日までに、

・家屋の全部、または一部を取り
壊した場合

・新増築された場合

・未登記家屋を名義変更した場合

・土地の利用状況を変更した場合

は、**税務課(本庁舎)**まで連絡して
ください。

連絡がない場合、固定資産税の課
税でご迷惑をおかけすることがあり
ますので、連絡をお願いします。

問合せ先 税務課

☎444・0509

戸籍・届出



**マイナンバーカードは初回無料で取
得できます**

マイナンバーカードの申込は、郵
送やパソコン等で申請します。

①郵送の場合、交付申請書に必要事
項を記入し、顔写真を貼って送付
用封筒で送付してください。

なお、お手元の送付用封筒の差出
有効期限が平成29年10月4日にな
っている場合でも使用できますの
で、切手を貼らずに使用してくだ
さい。お手元に送付用封筒がない

方は、マイナンバーカード総合サ
イトの封筒材料のダウンロードか
ら印刷、作成してご利用ください。

②約1か月後に市役所から交付通知
ハガキがご自宅に届きます。

③必要な持ち物をお持ちいただき、
ハガキに記載のある交付場所へ市
役所開庁時間内にお越しください。
本人であることを証明する大切な
カードですので、ご本人の来庁を
お願いします。

問合せ先 市民課

☎444・3167

**住民票の写し等の第三者交付にか
る「本人通知制度のご案内」**

市では不正請求や不正取得による
個人の権利の侵害防止を図ることを
目的として、本人通知制度を実施し
ています。

事前登録した方の住民票の写し、
戸籍謄本等を本人の代理人や第三者
による請求に基づいて交付したとき、
事前登録した方へ交付した事実をお
知らせする制度です。(国、または
地方公共団体の機関を除く)

登録窓口 市民課(甚目寺庁舎)、
七宝・美和市民サービスセンター

登録できる方

・市に住民登録されている方、ま
たは、あま市を転出されてから5
年以内の方
・市に本籍がある方、または本籍
が過去にあった方

登録に必要なもの

登録する本人がお越しになる場合
は、本人確認書類(自動車運転免
許証、旅券、個人番号カード等)
が必要です。代理人や法定代理人
がお越しになる場合は、お問い合
せください。

問合せ先 市民課

☎444・3167

毎年12月4日～10日は人権週間

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普
及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。市で
は、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、
人権相談所を毎月開設しています。相談は無料・秘密
厳守です。お気軽にご相談ください。

人権擁護委員の退任及び新任・再任のお知らせ

平成30年9月30日に任期満了で退任された人権擁
護委員の早川秀子委員(甚目寺地区)の後任として、平
成30年10月1日付で近藤純子委員(甚目寺地区)が就
任されました。また、10月1日付で吉川朝博委員、横井
公雅委員が法務大臣から委嘱をされ、人権擁護委員
活動を引き続きお願いすることとなりました。いづれも
任期は3年になります。人権に関するお悩みなどありま
したら、お気軽にご相談ください。

～ブルーリボンを知っていますか～

北朝鮮人権侵害問題啓発週間(毎年12月10日～16日)
ブルーリボンとは、拉致被害者を取り戻すためのシ
ンボルマークです。ブルーリボンの青色は、被害者の祖
国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者のご家
族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。
現在でも、12人の日本人の帰国が実現できていま
せん。北朝鮮による拉致被害者のご家族は、愛する家族
を取り戻すため、懸命な活動を続けています。

問合せ先 人権推進課 ☎444・0398